

令和6年度 行政相談委員の表彰について

行政相談委員は、国民から行政に関する苦情等を受け付け、その解決を促進するために、相談者に対する助言や関係行政機関に対する通知などを無報酬で行っています。

また、総務省及び行政相談委員連合協議会（行政相談委員が都道府県単位で組織している行政相談委員協議会の連合組織）では、功績のあった行政相談委員を表彰しています。

令和6年度の表彰対象者は次のとおりです。令和6年5月15日に開催する行政相談委員全体会議において、表彰状の授与等を行います。

【総務省が表彰する行政相談委員】

近畿管区行政評価局長表彰^(注1)

つだ しげあき
津田 成章 委員（和歌山市担当）

委嘱期間：平成25年4月～（11年1か月）

（主な活動）

- ・和歌山市内で相談所を開設し、住民からの相談に対応
- ・行政相談制度の広報活動を積極的に企画・実施



うえにし れいこ
上西 令子 委員（海南市担当）

委嘱期間：平成30年5月～（6年）

（主な活動）

- ・海南市内で相談所を開設し、住民からの相談に対応
- ・豪雨災害の際、積極的に被災者からの相談に対応

近畿管区行政評価局地域総括評価官 （和歌山行政監視行政相談センター所長）感謝状^(注2)

いのうえ いくよ
井上 育代 委員（紀美野町担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



かしわ よしひさ
柏 吉久 委員（広川町担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



かさまつ よしかず
笠松 芳和 委員（田辺市担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



すぎもと まさひこ
杉本 雅彦 委員（田辺市担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



ひがし ゆきのり
東 幸則 委員（北山村担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



うだ みちこ
宇田 美千子 委員（紀の川市担当）

委嘱期間：令和3年4月～
（3年1か月）



【行政相談委員連合協議会が表彰する行政相談委員】

公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰^(注3)

もりやす みこ
守安 美湖 委員(新宮市担当)

委嘱期間：平成 23 年 5 月～ (13 年)



近畿行政相談委員連合協議会会長表彰^(注3)

さわたけ たかゆき
澤竹 孝幸 委員(みなべ町担当)

委嘱期間：平成 27 年 4 月～
(9 年 1 か月)



とぎ しげはる
土岐 重晴 委員(湯浅町担当)

委嘱期間：平成 28 年 4 月～
(8 年 1 か月)



- (注) 1 近畿管区行政評価局長表彰は、近畿管内（大阪府、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県。以下同じ。）の約 700 名の行政相談委員のうち、令和 6 年度は 22 名（和歌山県内では 2 名）が受賞します。
- 2 近畿管区行政評価局地域総括評価官（和歌山行政監視行政相談センター所長）感謝状は、和歌山県内 60 名の行政相談委員のうち、令和 6 年度は 6 名に贈呈します。
- 3 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰は全国約 5,000 名の行政相談委員のうち、令和 6 年度は 77 名（和歌山県内では 1 名）が受賞し、近畿行政相談委員連合協議会会長表彰は近畿管内の行政相談委員（約 700 名）のうち、令和 6 年度は 22 名（和歌山県内では 2 名）が受賞します。
- 4 各委員の委嘱期間は、表彰時点（令和 6 年 5 月 15 日）のものです。

令和 6 年度 行政相談委員全体会議について

令和 6 年度の行政相談委員全体会議の概要（予定）は以下のとおりです。

開催日時： 令和 6 年 5 月 15 日（水）13 時 00 分～

開催場所： 和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）4 階ホール
(和歌山市北出島 1 丁目 5-47)

開催内容： ①近畿管区行政評価局長あいさつ
②来賓祝辞（和歌山県知事、和歌山市長）
③行政相談委員に対する表彰
④行政相談業務の昨年度実績・本年度計画

出席者： 行政相談委員 60 名

近畿管区行政評価局長

近畿管区行政評価局地域総括評価官（和歌山行政監視行政相談センター所長）

参 考

1 行政相談とは？

「総務省設置法」(平成 11 年法律第 91 号)に基づき、国などの行政全般についての苦情や意見・要望を受付、関係行政機関とは異なる立場から、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図るものです。



行政相談シンボルマーク

2 行政相談委員とは？

「行政相談委員法」(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき総務大臣から委嘱された民間の有識者(ボランティア)で、全国に約 5,000 名、和歌山県下には 60 名(各市町村に 1 名以上を基本)が配置されています(令和 6 年 5 月 1 日時点)。

3 和歌山県内の行政相談件数(令和 5 年度実績)

令和 5 年度における県内での相談件数は 1,625 件(①+②)でした。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 行政相談委員が対応した件数： | 745 件 (45.8%) |
| ② 総務省和歌山行政監視行政相談センターが対応した件数： | 880 件 (54.2%) |

【行政相談委員の活動例】

- ・住民からの行政相談事案の受付、対応
- ・広報活動の実施
- ・行政相談懇談会、行政相談出前教室の開催 等

<相談の内容>

信号機が設置された交差点で停止線どおりに車を停止していると、大型車両が曲がってくる際に、バックさせて左に幅寄せしないと通行しづらく、圧迫感もある。停止線を下げしてほしい。



<対応結果>

行政相談委員が関係機関を訪問して、現地の写真等に基づき説明をしたところ、停止線が下げられました。



<相談の内容>

先日仕事を辞め、雇用保険の失業給付が支給されるまでの生活費に困っている。どうすればよいか教えてほしい。

<対応結果>

行政相談委員から、生活保護制度を紹介しましたが、相談者は生活保護受給を希望しなかったため、社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金」を案内しました。

また、就職先が決まれば、雇用保険の再就職手当が支給されることも助言しました。